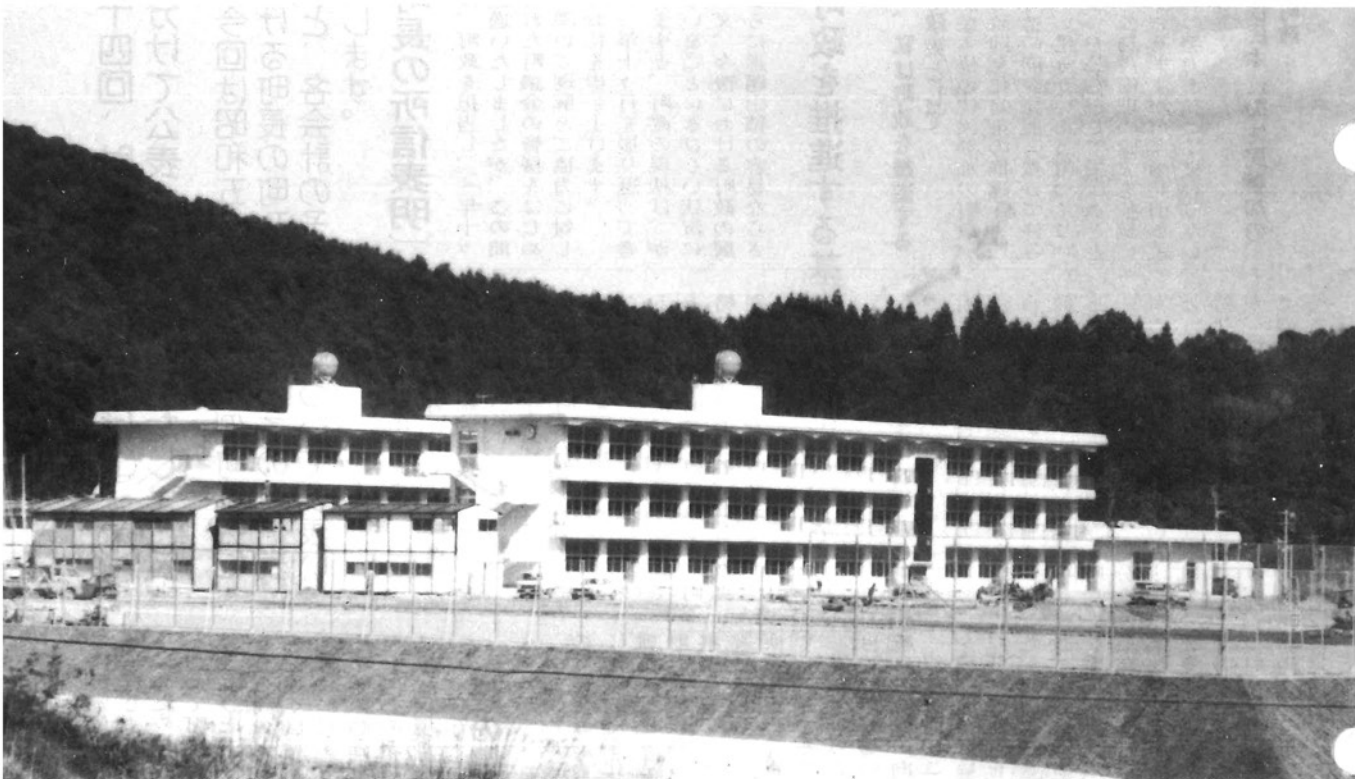




## 五十鈴小学校開校

新たなる伝統のはじまり



### 今月の主な行事

- 2日 血圧測定日（役場宿直室 9:00～11:00）  
3ヶ月児健康相談  
（S59年1月生 役場宿直室 13:00～14:00）
- 3日 4ヶ月児健康相談  
（S58年12月生 役場宿直室 9:00～10:00）
- 4日 町立保育園、西門川児童館、南町保育園入園式  
（10:00～）
- 9日 町内中学校入学式
- 10日 町内小学校入学式  
ツベルクリン反応（生後3ヶ月～満4才児）  
（中公 13:30～14:00） 11日迄
- 12日 ツ反判定、BCG接種（中公 13:30～14:00） 13日迄
- 15日 県体郡予選会（ソフトボール 一般女子、ママさん  
8:30～鳴子海浜公園）
- 17日 麻疹（生後18ヶ月～36ヶ月児 白石病院  
14:00～14:30）
- 18日 “ “ “ 樋口病院

- 19日 献血（場所未定）
- 20日 1才6ヶ月児検診（S57年9、10月生  
中公 13:00～13:30）
- 27日 農業委員会（9:00～12:00 役場三階会議室）
- 29日 天皇誕生日  
県体郡予選（卓球9:00～中公）
- 30日 振替休日



### 3月1日現在人口

| 世帯数              | 男                | 女                | 計                  |
|------------------|------------------|------------------|--------------------|
| 5,418<br>(5,410) | 9,011<br>(9,009) | 9,864<br>(9,860) | 18,875<br>(18,869) |

## 第34回 財政事情の公表 ①

昭和59年度の  
当初予算

一般会計は **37億6千6百万円**

第三十四回、財政事情の公表は①、②二回に分けて公表することにいたしました。

今回は昭和五十九年三月定例町議会における町長の町政運営についての所信表明と、各会計の予算総括について公表いたします。

### 〔町長の所信表明〕

私は、町政を担当し、一年十ヶ月を経過いたしました。この間、よせられた町議会の皆様をはじめ町民の深いご理解とご協力に、心からお礼を申し上げます。

この一年十ヶ月を振り返って考えてみますと、町政の現状は、かつてないまことにきびしい状況にあり、又、今後における町政の展望はさらに課題山積の容易ならざる見通しにあります。

### 町政を推進する基本政策について

さて、私は町政を推進する基本政策として

一、住民本位の住民参加の町政

二、財政健全化対策の推進

三、町勢の開発発展（豊かで住みよい生きがいある町づくり）

の三つを公約として掲げるとともに、公務員倫理の確立を強調いたしておりますが、今後共引き続き最大の努力を払ってまいりたいと存じます。

一、住民本位の住民参加の町政……

る住民本位、住民参加の町政であると存じます。

そのためには、町と町議会が一体となつて町勢発展のため最大の努力を払うと共に、町長以下全職員が、公務員としての倫理感、使命感を強く自覚し、「親切・公平」「町政に対するやる気と努力」「不断の勉強、研修による能力開発」「心のふれあう人間関係のある職場環境づくり」の実現に努力

### 財政の健全化対策と町政の開発発展について

次に、財政の健全化対策と町政の開発発展であります。

財政の健全化対策は、極めて困難な諸問題を包蔵しておりますが、財政危機に類している本町の財政事情から、町政担当者として私の避けて通れない課題であり、堅い決意と重大な責任をもつて対処しているところであります。

申し上げるまでもなく、町政の目的は、町勢の開発発展であり、町民の福祉の向上であります。

門川町は、これまで多くの事業を積極的に、町勢の開発発展に最大の努力を払ってまいりましたが、引き続き五十鈴小学校の建設、海浜公園の整備等臨時的特殊な事業の実施ほか、都市計画事業道路、下水排水路の整備、農林漁業及び商工業の振興、福祉・教育等多くの事業が山積し、特に整備がおくれている文化・体育施設についての町民の要望は極めて強いものがあ

し、誠心誠意町政に取り組み、町政に対する町民の信頼を高めてまいることが基本であります。併せて町民も町民としての責任を自覚し、町民自身あるいは地域が連帯して果たさなければならぬ分野については、自からの責任で処理していくと言う町政の土壌をつくっていくことが大事であると存じます。

今後とも町勢発展のため、これらの事業を積極的に進めてまいらなければならぬと存じますが、しかしながら危機に類している厳しい町財政の現状から、財政事情をいかにして事業を進めることはできません。財政との調整が大きな問題であり、町勢の開発発展と財政健全化対策を両立する方向で進めていかなければなりません。

### 財政の健全化及び適正化対策の柱として

第一には、町議会議員等の報酬及び町長以下四役の給与の二年連続据置であります。

先ず、「かいよりはじめよ」の訓えをふまえ、特別職の報酬につきましては県下のほとんどの市町村で相当額の報酬改定が行われておりますが、町議会議員皆さんにはきびしい町の財政事情を特にご理解いただき、報酬の二年連続据置、並びに町長以下四役の給与も

同様二年連続凍結することいたしました。

### 第二には、町職員の給与のワタリ制度の廃止であります

ご承知の通り、国の財政、町の財政等社会情勢をとりまく環境は極めて厳しく、その中において公務員の給与のあり方をめぐって住民の関心が高まり、町議会においてのきびしい質問をはじめ、町政懇談会、門川町行政改革懇話会でも強いご指摘があったところであり

%が民間立であり、入所児の福祉についても十分に保障され、又、保護者の負担も公立と全く同じでありますので、近く改築を予定している保育所について、民間立にする方向で対処して参りたいと存じます。

第五には、組織機構の改正であります

保険課と環境保全課を統合し、弾力的な運用により、事務処理の効率的な推進を図る事といたします。

### 第六には、コンピュータの導入による事務改善であります

本件については、昨年の十二月十九日門川町役場職員労働組合執行委員長及び門川町現業評議会議長宛、町長名をもって正式に通知いたし、現在まで職員労働組合と十一回にわたる交渉や職員労働組合員との対話集会にも臨むなど、誠心誠意をもって合意を得べく最大の努力を払っているところでございますが、本三月議会会期中に提案したい所存でございます。

### 第三には町職員の高齢者に対する給与の是正であります

昭和六十年四月一日より六十歳定年制が施行されることから、五十八歳以上の職員の給与の是正をいたしたいと思

### 第四には、保育所の措置見定員の適正化と、近く改築をしなければならぬ保育所の民間への移管であります

県下の保育所の実態は、六十二

かねてより町議会からもご指摘をいただいておりますコンピュータ導入と、電算委託業務の見直しについて検討いたしましたところでございますが、まず、財務事務の改善策として、一連の事務作業を集中管理するため、コンピュータを導入することとしたし、この種の大がかりな事務改善は全国に類のないもので、事務合理化に大きな役割を果たすこととなり、さらに現在電算委託をいたしております全ての業務についても処理できる体制にいたす所存でございます。

以上のようなことを中心とするほか、各種委員の報酬について検討を加え合理化を図るなど、歳出全体の見直しを行い、経費の削減に鋭意努力をいたす所存でございます。

又、歳入の確保についても、国

・県の財政援助の確保に一層努力すると共に、町税の滞納の整理、徴収率の向上、不用品の処分促進等による自主財源の増加を図るなどの対策を遂行し、財政健全化の軌道を樹立することといたします。尚、財政の健全化及び適正化対策は、単に歳入の増加、あるいは歳出の削減をはかることのみではなくて、歳入・歳出の公正適正化を進めることも意味するものであります。その意味で昭和五十九年度からゴミ処理関係費については、町費で賄うこととし、一般家庭から徴収していたゴミ処理手数料を廃止するほか、林道、作業道等の受益者負担率についても引き下げを行い、住民負担の軽減を図ることといたしました。

二十一世紀に向けての地方自治の課題は、地方自治の本旨である真の住民本位、住民参加の町政を、実らせ、地域住民、町民の活力を生かし、豊かで住みよい生きがいある多様な花を、町政の中に咲かせる地方自治を実現することにあると存じます。

時、恰も六十年二月十一日は門川町政施行五十周年の記念すべき意義ある年であります。もちろん現実には厳しいものがござい

ご協力をお願いする次第でございます。

次に昭和五十九年度の国の経済運営についてありますが、政府は五十九年度の経済見通しと経済運営の基本的態度としまして、物価の安定基調を維持しながら国内需要を中心とした景気の持続に努め、雇用の安定を図り、国際的には自由貿易体制の維持、強化のため率先して努力するとともに、世界経済活性化への積極的貢献を図ることとしており、その結果、経済成長率は実質四・一％程度になるものと見込まれております。

また、昭和五十九年度の国の予算案は、財政再建が緊急の課題であるとして、国債発行額の圧縮、歳出構造の見直し、合理化等きびしい姿勢で編成され、一般歳出は二年続きの前年以下となり、財政規模は五〇兆六、二七二億円で、〇・五％と低い伸びとなっております。

さらに、昭和五十九年度の地方財政は、一兆五、一〇〇億円の財源不足が見込まれ、その対策として建設地方債の増発等による補てん措置が講じられたところであり、地方交付税総額は二年連続して減少するという異例の事態となっております。

かかる情勢のもと、本町の昭和五十九年度の財政事情は御案内のとおり極めて厳しい状況にあることから、予算編成にあたっては前にも申し述べました通り、財政健全化を基調とした三つの基本的政

|              |              |
|--------------|--------------|
| 国民健康保険事業会計   | 七億六、九八六万六千円  |
| 老人保健会計       | 六億一、一六二万七千円  |
| 草川土地画整理事業会計  | 三億一、〇二〇万五千円  |
| ふるさとの森造成事業会計 | 五、六〇〇万三千円    |
| 水道事業会計       | 一億八、九〇二万円    |
| 計            | 三十三億七、七〇万一千円 |

次回、五月号で各会計の事業について公表します。

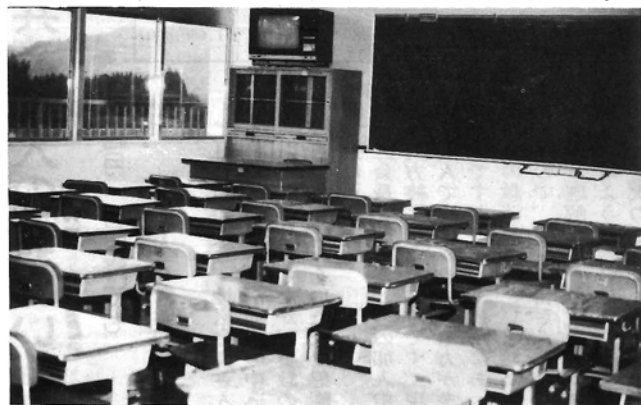


# 新学期がはじまって

先生。学校。教室。友だち……  
みんなうれしい一年生



《悲しい事故だけは防ごう》



## 子供の交通事故防止

新入学(園)まで、あといわずか  
いつでも、どこでもお子さん  
が安全に行動できるようにする  
ためには、日常生活のなかで、  
日ごろのお母さんの努力こそが  
ものをいうのです。  
子供を交通事故から守るため  
に、知ってもらいたいこと、ぜ  
ひお子さんに教えてもらいたい  
ことを、まとめてみましょう。

### お母さんが先生です

#### 新入学(園)児の交通安全

##### 具体的な 教え方を

- 実際の体験を通して教えることが大切です。  
通学、通園時間に合わせて、お子さんと一緒に通学(園)路を何回か歩いて、信号機の見方、横断歩道の正しい渡り方を指導するようにしましょう。
- また、同じ道でも、時間や曜日によって交通事情が変わることも併せて教えておきましょう。
- 子供には「あとしてはいけない」「こうしてはいけない」といっても、あまり効きめはありません。安全な行動を具体的に教えて実行させ、ほめながら教えると効果があります。
- 道路を横断する前に、必ずいったん停止する習慣をつけさせましょう。それには日ごろから、曲り角では必ず止まるなどの習慣をつけて注意深い子供に育てましょう。
- 道路で遊ばないように、ふだんから徹底して注意しましょう。最近では、裏通りを通る車が多くなっています。いっそうの注意が必要です。



##### 生活にゆとりを

また、子供が毎日の生活で時間のゆとりを持つことも、交通事故に遭わないための大切なポイントです。  
●寝る前に翌日の準備をすませるよう習慣づけ、登校時間に余裕をもたせるようにしましょう。  
●あわてて登校し、忘れ物に気づいて家に引き返す途中で、事故に遭うケースが多いのです。

##### 帰宅後の遊び にも注意を

●帰宅後、遊びに行つてよい範囲や帰宅時間などを決めて、子供にしっかりと守らせるようにしましょう。

●子供に自転車を利用させる場合には、子供の年齢や体力に適したものを選び、ときどきお子さんといっしょに点検や整備をしましょう。

\* お子さんが、お母さんとの毎日の楽しい語らいのなかで、正しい交通ルールを理解し、お母さんのお手本によって、安全な行動を身につけられるように、温かい愛情をもって指導してあげてほしいものです。



(春の全国交通安全運動)

4/6日～15日

## スローガン

# 新入学児 新入園児を 交通事故から 守ろう



### 運動の重点

- 一、こどもと高齢者の交通事故防止
- 二、二輪車の交通事故防止
- 三、シートベルト・ヘルメット着用の推進

### 実践事項

- (一) 四月は新入学(園)児が、希望に胸をふくらませて学校に幼稚園、保育所に毎日元気よく通学通園しております。新しい生活環境の中で、毎日緊張しています。このことも遂に愛の一声をかけて、交通事故から守りましょう。
- (二) 昭和五十八年中の交通事故状況を見ても、お年寄りの事故が大幅に増えており、特に六十歳

以上の死者数は、全死者数の四分の一以上を占めており、子供の死者数を大幅に上回っています。お年寄りは子供以上に「交通弱者」の立場にあるといえます。

お年寄りを交通事故から守るには、ドライバーが運転に気をつける一方、家庭では、家族みんなが温かい思いやりをもって身近で具体的な例を挙げてお年寄りに交通ルールなどを教えるようにしましょう。

(三) 新学期を迎えて新しく自転車を買ってもらった子供たちが、まだ慣れない手つきで自転車に乗っている姿をよく見かけます。この機会に、自転車を持つお子さんには正しい自転車の乗り方を教えてあげてください。また、自転車を通して交通ルールとマナーも身につけさせましょう。

▼体に合った自転車を選ぶ  
いすれ大きくなるからと、足が地面に届かない自転車を買い与えるのは危険です。サドルをまたいで、両足が完全に地面につくものを選びましょう。

▼乗る前に必ず点検しよう  
○ブレーキはよくきくか  
○ライトはつくか  
○タイヤの空気は入っているか  
そのほか、ハンドル、サドル

ペダル、ブザーやベル、反射器材、チェーン、ネジなどの具合も点検するようにしてください。

### 一時停止で、安全を確認する

「一時停止」の標識(標示)のある場所や見通しの悪い交差点では、必ずいったん止まり、左右の安全をしっかりと確認させましょう。

### 大型車の巻き込み事故に注意

車が右左折するとき、後輪は前輪よりも内側を通ります。とくにバスや大型トラックは

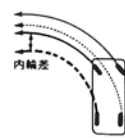
## ドライバーの皆様へ

子供を交通事故から守るためには、ドライバーの皆さんの安全運転と、子供たちへの思いやりが必要です。



- ぜひ、次の点を厳守してください。
- 子供の「飛び出し」は突発的です。子供の姿を見たらスピードを控え目にし、徐行運転を!
- 子供が道路を横断しようとしているときは、後続車に合図を!
- 発進、後退のときは、周囲に子供がいなかを確認!
- 左折するときは、左側に自転車に乗った子供や歩行者がいなことを十分確かめて徐行を!

その差(内輪差)が大きいの  
で、自転車は交差点の近くでバスやトラックと並んで走らないようにしましょう。



- (四) シートベルト・ヘルメットを着用して安全運転の自覚と、重大事故の撲滅をはかりましょう。(シートベルト着用効果)
- 衝突時の被害の軽減
- 安全意識の向上
- 正しい運転姿勢の保持
- 運転疲労の軽減



保育所徴収金基準額表（案）

59. 4. 1適用

| 各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分 |                                                        | 徴収金基準額（月額）           |          |
|------------------------|--------------------------------------------------------|----------------------|----------|
| 階層区分                   | 定 義                                                    | 3歳未満児の場合             | 3歳以上児の場合 |
| A                      | 生活保護法による被保護世帯（準給世帯を含む）                                 | 0 円                  | 0 円      |
| B                      | A世帯を除き前年度分の市町村民税非課税世帯                                  | 0                    | 0        |
| C <sub>1</sub>         | A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の課税世帯であってその市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）  | 4,950    |
| C <sub>2</sub>         |                                                        | 所得割の額が5,000円未満       | 7,950    |
| C <sub>3</sub>         |                                                        | 所得割の額が5,000円以上       | 9,050    |
| D <sub>1</sub>         | A階層及びB階層を除く前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯       | 3,000円未満             | 9,850    |
| D <sub>2</sub>         |                                                        | 3,000円以上15,000円未満    | 11,550   |
| D <sub>3</sub>         |                                                        | 15,000円以上30,000円未満   | 13,900   |
| D <sub>4</sub>         |                                                        | 30,000円以上60,000円未満   | 18,700   |
| D <sub>5</sub>         |                                                        | 60,000円以上90,000円未満   | 24,700   |
| D <sub>6</sub>         |                                                        | 90,000円以上120,000円未満  | 31,000   |
| D <sub>7</sub>         |                                                        | 120,000円以上150,000円未満 | 38,700   |
| D <sub>8</sub>         |                                                        | 150,000円以上180,000円未満 | 43,650   |
| D <sub>9</sub>         |                                                        | 180,000円以上210,000円未満 | 47,800   |
| D <sub>10</sub>        |                                                        | 210,000円以上240,000円未満 | 保 育 単 価  |
| D <sub>11</sub>        |                                                        | 240,000円以上270,000円未満 |          |
| D <sub>12</sub>        |                                                        | 270,000円以上           |          |

- 五十鈴保育園
- 門川保育園
- 平城保育園
- 中央保育園
- 南町保育園（私立）

左記保育園へ入園希望される方は追加申し込みを受付けます。

追加申し込み受付けます

保育園入園児童

対象児童は満二才児から就学前の児童（年令別定員により希望保育園へ入園できない場合があります）  
但し、保育園へ入園できる児童は母親のいない家庭又は母親が仕事に従事して保育にあたれない家庭など保育所入所基準に該当する児童に限り、入所基準等は一月町報に記載されているとおりです。  
※尚、詳細については、役場住民課保育所係へお問い合わせ下さい。



土地の適正な価格を公示

四月は地価公示普及月間

土地の正しい価格とは

土地の価格を正しく知ることは、たいへん難しいことです。このため、国では国民の皆さんが土地の売買などのときに、ひとつの指標として利用できるように、全国約一万七千地点を選んで、土地の適正な価格を公示（地価公示）しています。

地 価 公 示

この地価公示は、国会の同意を得て任命された委員からなる土地鑑定委員会が行っています。公示される地価は、毎年一月一日現在のにおける一平方メートル当たりの価格で、売り手にも買い手にもかたよらない、客観的で適正なものです。いってみれば、正しい土地の価格の「モノサシ」ともいえるべきものです。

地価公示は、毎年四月一日に官報で公表されますが、都道府県庁、市町村の役場、出張所へ行けば、どんなに簡単にご覧になれます。ご利用にあたって、次のことに注意してください。

- 地価公示価格は、建物などが建っていない、すなわち、さき地としての一平方メートル当たりの適正な価格です。
- 土地の価格は、土地の形や周辺の土地の利用状況などのいろいろな要因の差によって違ってきます。ですから、地価公示価格を参考にされる場合には、一緒に公表さ



れているその土地の形や、周辺の土地利用の現況、道路、水道、ガス、下水道の整備の状況などについてもよくご覧になってください。

四月は地価公示普及月間です

毎年四月は「地価公示普及月間」です。この機会にぜひ地価公示を利用して、あなたの住む地域の正しい土地の価格に、目を向けていただきたいと思います。



歳時記

ツクシ



小さくツクシが描かれているものがあります。

ツクシは、おひたし、からし和え、ツクシ飯などにして食べます。茶わん蒸しにも入れます。また、子供のころ、ツクシをはかまのところで切つて、またつないで「どこに

いだ？」と当てっこして遊んだ記憶をお持ちの方もいると思います。

さて、土筆を筆にして春のたよりを一筆啓上、というわけでもありませんが、四月二十日（二十六日は郵便週間。これは四月二十日の通信記念日（明治四年、東京―大阪間に初めて新式郵便制度が発足した日）を初日とした一週間です。これと同じ期間に全日本郵便切手普及協会などの主催で切手趣味週間も行われ、記念切手が発行されます。

なお、ツクシそのものを描いた切手は日本にはありませんが、日本の歌シリーズという切手の中に

## ■未成年者の契約■ 父母などの同意の ないものは無効



△法定代理人が、  
代金を支払った  
り、商品の引渡  
しを請求した場  
合

**相談**  
【ケース1】 高校生の息子が、勝手に二十八万八千円もする学習教材の購入契約をしてしまいました。どうしたらいいのでしょうか。  
【ケース2】 東京の学生寮にいた十九歳の息子が、半ば強引に勧められ、三十六万円の英会話教材セットの購入契約をしてしまいました。契約書に記入するとき、セールスマンから「年齢は二十歳と書きなさい」と言われたといえます。契約を取り消すことができるでしょうか。

**答**  
いずれも訪問販売によく見られる「未成年者の契約」についてのものです。  
未成年者（既婚者を除く）が、法定代理人（父母など親権者または後見人）から許された範囲を超える額について購入契約をする場合は、原則として、あらかじめ法定代理人の同意が必要です。その同意を得ないで契約した場合は、契約を取り消すことができます。  
契約の取り消しは、未成年者本人または法定代理人のどちらでもできます。  
契約が取り消されると、さかのぼって無効となり、初めからなかったものとして取り扱われます。ですから、すでに商品を受け取っている場合は返品し、

## 税を知らう

### ◆税のしくみ

国や地方公共団体は、行政活動を通じ、私たちの生活に欠かすことのできない公共サービスなどを提供していますが、そのような活動をするのに必要な経費を、私たちは税金という形で負担しています。したがって、税金は、民主主義国家の国民にとって、共同社会を維持するための、いわば会費であるということができるでしょう。  
税金は、納める相手が国や地方公共団体によって、国税と地方税に区別されます。また、所得税や法人税などのように、税金を負担する人が直接納める直接税、酒税や物品税などのように、税金を納める人と実質的に負担する人とが異なる間接税とに区別されます。  
我が国では、納税者自身が自分の所得や税額を正しく計算して申告し、納めるという申告納税制度を採用しています。この制度は自分の所得の状況を最もよく知っている納税者が、自らの責任において申告する最も民主的な制度といえます。

### ◆確定申告が 間違っていたときは

昭和五十八年分所得税確定申告の期間内の受付は、三月十五日で終わりました。

延岡税務署  
（電話〇九八二二三二二三二〇）  
宮崎税務相談室  
（電話〇九八五二四 九三八九）



## 消費者 質問箱

## 河川美化月間

### 歴史とともに歩む川

きれいな川を後世にのこそう

#### 恩恵と災害の 両面を持つ川

遠い昔から、川はわたしたちの生活と深いかわりを持ってきました。

人々は、水を求めて川の周りに集まり、川からさまざまな恩恵を受けて暮らしてきました。飲み水、洗たくなどに使う生活用水や、田畑を潤す農業用水として川の水を使い、また、その流れを貴重な水路として米などの物資を運ぶために利用してきました。

しかし一方で、川は大雨や台風の際にははんらんし、人家や田畑をのみこんでしまう。あばれ川として恐れられてもいたのです。

#### 川をおさめて 上手に利用

川辺の家々では、常に舟を用意し、イザというときに逃げられる準備をしていました。「水屋」といって、土を盛った小高い場所に物置小屋を建てたのも、洪水から財産を守る先人たちの工夫の現れでした。



〔かすみ堤〕

こうした、水害から逃がれようとする努力とともに、人々は川そのものに手を加え、あばれ川をおとなしくさせようと努めてきました。

「かすみ堤」も、先人たちが考えた「あばれ川」退治の一つの知恵でした。これは、川に沿って、つながっていない斜めの堤防をいくつかつくり増水時に水を川の外にあふれ出させたり、川

た、徳川家康が江戸のまちを水害から守るために、利根川の流れを変える大事業を行った話は、ご存じの方も多いことでしょう。このように、わたしたちはいつの時代にも「あばれ川」をおさめ、その水を上手に利用する努力を続けてきました。ダム建設によつて水量を調節し、電気を起こす方法も考え出しました。

#### 川の汚れは 川自身の責任ではない

そして今、陸上交通の発達によつて、川を水路として使うことは少なくなりましたが、生活産業用水の供給源として、川の役割はますます高まっています。さらに、広大な河川空間は、人々の憩いの場として、また地震時などの避難地として絶好のオーブンスペースになっています。

ただ残念なことに、わが国の多くの川は、子供たちが自由に水遊びのできるきれいな澄んだ川ではなくなってしまいました。四月は、河川美化月間です。わたしたち人間の歴史とともに歩み続けてきたこの貴重な財産を、再びきれいなものにして後世に引き継いでいくこと——わたしたち一人一人が心掛けなければならぬ問題ではないでしょうか。川の汚れは、決して川自身の責任ではないのですから。

## 告知板

### 身近な願望が発明の元

四月十八日は「発明の日」



今年の一月、種子島の宇宙センターから打ち上げられた実用放送衛星「ゆり2号-1a」の場合も例外ではありません。

「ゆり2号-1a」の役目は、全国にある四十二万のテレビ難視聴世帯をなくすることです。

宇宙空間に浮かぶテレビ塔として直接、地上の家庭に電波を送るのです。すると、山あいの家、離島の家、ビルの谷間の家でも、ちゃんと電波が届くようになります。

こうして、今まで難視聴地域では見られなかった番組や鮮明な画像がみられるようになるのです。

「難視聴を解消し、テレビを



今年は桜も おくれ気味？

ところでの不便や非効率な方法を解消するための発想です。それが、技術へと発展し、わたしたちの生活をより便利にしてくれているのです。

きれいな画面で見たという、身近な願望が、時代の科学の粋を集めて、宇宙にテレビ塔を浮かべせることになりました。四月十八日は「発明の日」。あなたの身のまわりには、発明の元がたくさんあります。この日を機会に発明・工夫を心がけてみませんか。

## スポーツ 傷害保険に 加入しましょう

今日、各地でスポーツ大会や、諸行事が数多く開催されていますが、いざ事故が発生すると、医療費等の請求で問題が生じている状態です。

この保険は、町内のスポーツ団体および社会教育団体なら自由に加入できますので、前述の諸問題につきましても解決できることと思います。

◎ スポーツ少年団、ボーイ・ガールスカウト、子ども会およびこれらの類似団体  
保険料 三三〇円

◎ PTA、青年、婦人団体、文化活動団体、およびこれらの類似団体  
保険料 三八〇円

◎ 地域スポーツクラブ（ママさんバレークラブ、早起き野球、ソフトチーム等）  
保険料 一、〇〇〇円

◎ その他専門競技チーム  
保険料、競技に応じて  
※死亡保険金 一、二〇〇万円  
※後遺障害保険金  
その程度によって支給  
※医療保険金  
治療日数七以上の障害

入院一日 三、七〇〇円  
通院一日 一、〇〇〇円  
申込み用紙  
◎ 詳細は「教育委員会、社会教育課」  
電話③一四〇 内線四一番

昭和五十九年度

## スポーツ少年団募集

青少年の健全なる育成と、たくましい身体づくり、集団生活の中での経験を、各少年団の指導者の皆さんが待っています。どしどし参加しましょう。

- |                              |                             |
|------------------------------|-----------------------------|
| ※西門川ソフト少年団<br>申込先 松本 邦彦 四一七九 | ※ホワイトバッファロー少年団<br>田中 豊 三三三六 |
| ※空手スポーツ少年団<br>姫野 哲夫 三三三七     | ※門小バレーボール少年団<br>池田 保 三二四〇   |
| ※黒潮ソフト少年団<br>太田 民雄 三三〇五      | ※草小バレーボール少年団<br>中吉真理哉 三二〇九  |
| ※卓球スポーツ少年団<br>長友 幸夫 三一四四     | ※草小ソフト少年団<br>堂園 修 三二〇九      |
| ※ブラックライオンズ少年団<br>小野 一敏 三二〇四  | ※MGソフト少年団<br>黒木 繁 三二〇三      |
| ※ファイターズソフト少年団<br>小川百合秋 三二四一  | ※交友ソフト少年団<br>後藤 辰清 三二四六     |
| ※サッカースポーツ少年団<br>長谷川義明 三二四〇   | ※柔道スポーツ少年団<br>池田 等 三二二六     |
| ※剣道スポーツ少年団<br>志田 嘉久 三二四〇     | ※少林寺拳法スポーツ少年団<br>小野 康男 三二二五 |

西門川中学校卒業式



★おしらせ★  
保険課と環境保全課を統合し、環境保険課に!!

この度、門川町行財政改革の一環として組織機構の見直しを行い、四月一日より従来の保険課と環境保全課を統合し環境保険課としてより効率的な事務処理を行うことにいたしましたのでお知らせいたします。

## 門川ライオンズクラブ 献血に 協力!!

門川ライオンズクラブ（黒田日出博会長）は、毎年二回、献血を行っているが、三月八日も同町、田中病院に午前十時から献血車いずみ号を呼んで、クラブ員と、同病院の看護士、看護婦等、それに住民への献血を呼びかけた。又、午後からも役場に移動し、役場職員はもとより、役員みずから電話等で各事業所に呼びかけ、時間ぎりぎりの四時まで、多くの協力者でにぎわい毎回にない、一日で百六十一名もの献血者があった。今後とも御協力よろしくお願い致します。

## 差別と区別の違い

一般社会で最近多い差別事件というのは、本人たちは差別しているつもりはなく、意識せずに人を差別するというような事件が非常に目立っています。

二・三例を申し上げますと、あるテレビ会社がドラマを放映しました。このドラマの筋書きは、大学を出て十年振りに道でばったり会った昔の親友同志が、赤のれんをくぐって酒を酌みかわす。一人

そのシナリオを書いた作家は開き直ったのです。「何も自分は、差別するつもりで書いたのではない。第一、自分は部落のない所に生まれ育って、部落なんてものは全く知らずにきた。確かに高校、大学で歴史を学び、徳川時代の士農工商えた非人という身分政策は学んだ。しかし、その事実は知っていても、子供のときから差別心なんてのは全く無くて育ったので、差別の意味でそんな比喻を使っただけではないのだ。人を侮辱するつもりではなくて、自嘲的な例（たと

## 差別と人権を考える

＝ 9 ＝

## いまなぜ寝た子を起すか

講師 西日本新聞社社会部長  
稲積謙次郎先生

のほうは零細企業のサラリーマン、もう一人は一流企業のエリート、サラリーマンになっているのです。この二人が飲むうちに、零細企業のサラリーマンが愚痴をこぼすのです。その愚痴の中に「お前さんところの会社は比べれば、うちの会社なんてのは土農工商の下みたいなものだ」と言うくだりがあります。このドラマを広島と熊本で解放同盟の人がご覧になって、問題になりました。すると

え）として一般的に使ったまでなんだ。そのようにおっしゃるのです。

皆さんはどうお思いになりますか。単なる比喩でこの問題が片づくのでしょうか。人を嘲ける言葉であるうが、嘲けりの言葉として使ったことには変わりはないわけです。そこに、その人の潜在的意識としての問題があるのです。

## サルビヤ俳句会

二月例会

- |                          |                         |
|--------------------------|-------------------------|
| 枕辺に春愁の時の紙人形<br>松葉 清華     | 春めくや破風の蜚の光にも<br>谷川 童夢   |
| 戯るる声はしやぐ声春立てり<br>松葉マサエ   | すずしろや重くやわらか薩摩弁<br>佐藤 定光 |
| 逢ひたしと思ふ山茶花咲き満ちて<br>甲斐 達子 | 一合の白魚あがなふほどの幸<br>甲斐 芳枝  |
| ころがれるかび餅一つ 厨の灯<br>清田 柳水  | きさらぎの光あつめて陶器展<br>河野白陽子  |
| 娘の見舞運動せよと毒皿<br>後藤 素木     | 行商に賭けし日もあり卒業す<br>佐藤 秋子  |
| 春めくや破風の蜚の光にも<br>谷川 童夢    | 冬ぬくし病舎カレの匂い充つ<br>寺尾 京子  |
| 地下足袋の形かさなり焚火跡<br>後藤 玉喜   | ともかくも酒をわかせよ春の雪<br>松本きよし |
| 薄氷の川巾を石滑らす子<br>牧野 吐龍     |                         |

## 門川短歌会

三月作品



長く厳しかった今年の冬も終り  
いよいよ春!

- |                                                      |                                           |
|------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 梅薫る夕べ孫子ら集りて<br>赤沢 千年                                 | 残留孤児テレビに顔の歪むとき<br>川並重太郎                   |
| 九十五才の母を祝ひぬ<br>岩切 和風                                  | 朝夕の鐘打ち鳴らす城山に<br>桜の咲けば人ら楽しむ                |
| 行商に妻が持ちゆく虎蟹が<br>松本 政夫                                | 魚箱の中にて爪振りをり<br>松本 政夫                      |
| 凍てつきし土の中より露のとう<br>浜本シヅ子                              | 淡き陽をあげ庭先に出づ<br>新田カヲル                      |
| こたつ囲み孫も入りてかたる取る<br>吾より先に小さき手の伸ぶ<br>新田カヲル             | 新しく建てたる家の銀の鍵<br>妹は一つ吾に持たしむ<br>松崎うめ子       |
| 一軒のわびしき家に煙立ち<br>松本 武雄                                | 母の忌の何時かと思ふこの朝<br>確かにこぶしはふくらみてをり<br>岩崎 栄子  |
| 牛の声きく遠き山路に<br>自転車で来たれば妻が櫛の木<br>めざとくみつく山の舗装道<br>金丸 松夫 | 夏来れば辞めゆく言か通い路に<br>尾鈴の山の残雪が見ゆ<br>桜井喜美子     |
| 髪洗ひ日向に座り乾かせば<br>仔猫寄りきて髪にたわむる<br>佐藤 圭子                | 釣るためにわが意得たりと思ふまで<br>さざなみもなきこの夕つ方<br>日高 一義 |
| この冬の寒さ厳しく身にしみて<br>耕す土にも虫のかけなく<br>佐藤 寛                |                                           |



# 寄附金お礼

左記の方々から、消防団並びに消防団音楽隊の発展にと御寄附を頂きました。

記

一、前消防団第一分団長、池田金五郎殿から金、拾万円

二、門川町ライオンスクラップ殿から金、五万円

◎お二方の御意志に副うべき有効に使用させて頂きます。

団長 河村甚白

# 寄附お礼

① 永願寺御詠歌一同様より、壹万円を社会福祉事業に御寄附頂きました。

② 庵川東、岩田フミ殿より重身医療費に対するお礼を兼ねて壹万円を社会福祉事業に御寄附頂きました。

ここに厚くお礼申し上げますと共に、有効に活用させて頂きます。社会福祉法人

門川町社会福祉協議会

# 寄附お礼

旭マル斗ガス株式会社代表取締役社長甲斐久光様より、この度創業三十周年を迎えられました記念に町のために役立ててほしいと金二万二千元をご寄附いただきました。ここに厚くお礼申し上げます。使途につきましては、その主旨にそいまして有効に活用させていただきますと存じます。



# 寄附お礼

香典返しのかわりに、社会福祉事業にとご寄附をいただきました。ここに厚くお礼申し上げます。

さわやか君  
A 西村 宗



## — ごめい福を祈る —

|   |     |       |     |    |
|---|-----|-------|-----|----|
| 中 | 山   | 金丸    | 鳴海  | 84 |
| 中 | 山   | 長友    | 藤吉  | 81 |
| 五 | 十   | 太田    | 美鈴  | 0  |
| 上 | 鈴   | 兒玉    | 正義  | 73 |
| 東 | 町   | 瀧本    | 清   | 83 |
| 後 | 向   | 長渡伊勢松 |     | 74 |
| 中 | 尾   | 倉澤    | 絹子  | 48 |
| 中 | 尾   | 兒玉富貴子 |     | 50 |
| 下 | 納屋  | 山口    | 廣美  | 48 |
| 上 | 納屋1 | 廣本    | 實利  | 56 |
| 加 | 草   | 長友    | 照夫  | 58 |
| 庵 | 川   | 金丸    | ヌイ  | 87 |
| 平 | 城   | 安田    | トミ  | 77 |
| 南 | ヶ   | 今西    | 勝治  | 62 |
| 宮 | ヶ   | 本     | 美代吉 | 71 |
|   |     | 安田    | 文市  | 84 |

共に、故人のご冥福をお祈り申し上げます。

尚使途につきましては、その主旨にそいまして、社会福祉事業に活用させて頂きたいと存じます。

(一)は故人

貳万円 上町

児玉ミツエ殿 (正義)

参万円 南町一区

園田 修殿 (ツギ子)

貳万円 後向

長渡 芳雄殿 (伊勢松)

壹万円 上納屋一区

東原 関則殿 (ゆかり)

貳万円 上納屋二区

倉石 モン殿 (兵次郎)

貳万円 西栄町

三浦千恵美殿 (則男)

先月の寄附お礼のお名前で、下納屋 広本 猛様を誤って岩本 猛様と記載しておりました。ここに訂正致しますと共に、お詫び申し上げます。

締切日(三月十七日迄分)

社会福祉法人

門川町社会福祉協議会